

2026ASPAC新潟大会 新潟県産品商談展示会実施事業業務委託 質問に対する回答

令和8年3月10日掲載

No.	質問	回答
1	新潟清酒ブースにかかる「展示(装飾物の用意)」「試飲(酒の購入)」の費用も委託費に含まれるか。	新潟清酒ブースについては、展示や試飲を希望する団体があり、費用負担する予定であることから、受託者による費用負担は不要です。
2	魅力発信・集客促進ブースにおいて、ASPAC大会内にて他に体験ブースやPRブースがあり「被ってしまう」など、避けたほうがよいコンテンツはあるか。	避けたほうがよいコンテンツはありません。実施要領「8(2)評価基準」に記載のとおり、来場者の関心を惹き、集客に繋がるコンテンツを提案してください。
3	魅力発信・集客促進ブースにおいて、来場者から料金の徴収は可能か。	可能です。なお、徴収した料金については、当該ブースの収入として問題ありません。
4	仕様書4ページ「オ 出展者・関係者駐車場の確保」において「出展者、スタッフ、関係者の駐車場を確保」とある。ASPAC主催側で押さえられていれば確保は不可能だが、確保できる(スペースがあいている)前提ということか。	お見込みのとおりです。県において、ASPAC主催者(国際青年会議所(JCI)と調整した上で万代島多目的広場大かまの屋外スペースを確保してあります。なお、屋外スペース使用に係る費用については、仕様書「5 業務内容の詳細」に記載のとおり、受託者において負担してください。